

だったんそばの農産物検査規格(案)

		項目	規格(案)	設 定 理 由	項目	普通そば		
品 位		等級区分	三等級 〔1 等〕 〔2 等〕 〔3 等〕	だったんそばは、生産物の品質にバラツキがあり、実需者の品質に対するニーズが普通そばと共通であることから、高品質なそばの生産につながる点にも考慮し、その検査規格は普通そばと同じ三等級に区分する。	等級区分	三等級 〔1 等〕 〔2 等〕 〔3 等〕		
		形質(最低限度)	等級ごとの標準品	製粉歩留まり等に強く影響する外観上の等級判断の基準(充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等)を現物で示す標準品は、韃靼そばの外観が普通そばと異なることから、普通そばとは別に作製する。	形質(最低限度)	等級ごとの標準品		
		容積重(最低限度)	—	規格を設定するためのデータが不足していることから、今回は設定しないが、引続きデータの収集を行い検討していく。	容積重(最低限度)	1等：610g/ℓ 2等：590g/ℓ 3等：570g/ℓ		
		水分(最高限度)	15.0%	高水分のものは皮離れが悪いなど加工適性が劣ること、だったんそばはその外形から普通そばに比べてカビの発生が懸念されることを考慮し、水分の上限は普通そば(16.0%)より低くし15.0%とする。	水分	16.0%		
		被害粒、異物(最高限度)	計(%)	1等：5% 2等：15% 3等：25%	被害粒、未熟粒等の混入は、製粉歩留まりやそば粉の品質に影響することを考慮し、その混入限度は普通そばの規格と同様とする。	被害粒、異物(最高限度)	計(%)	1等：5% 2等：15% 3等：25%
			異種穀粒	そばを除いた他の穀粒 〔1等：1%〕 〔2等：2%〕 〔3等：3%〕	栽培形態(二毛作等)から、小麦等の混入があることから普通そば同様に設定。		異種穀粒	そばを除いた他の穀粒 〔1等：1%〕 〔2等：2%〕 〔3等：3%〕
			異物	穀粒を除いた他のもの 〔1等：0%〕 〔2等：0%〕 〔3等：1%〕	汎用コンバイン等による収穫時の土砂及び夾雑物の混入があることから、普通そば同様に設定。		異物	穀粒を除いた他のもの 〔1等：0%〕 〔2等：0%〕 〔3等：1%〕
その他		普通そば、だったんそば間の混入	附則 普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入してはならない。だったんそばには、普通そばが1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。	普通そばとだったんそば間の混入により、商品価値を落とすことから、双方への混入を抑えるために規定する。特に普通そばにだったんそばが混入すると、製品に大きな影響を及ぼすことから、普通そばにおけるだったんそばの混入限度は厳しく設定。				
		銘柄	—	外観上の品種特性に関するデータが不足していることから、今回は設定しないが、今後、関係者の意見を踏まえ検討していくこととする。	銘柄	設定有り		
		包装	あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行なった麻袋、樹脂袋又は紙袋	現行の流通実態が普通そばに準じていることから、普通そばと同様とする。	包装	あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行なった麻袋、樹脂袋又は紙袋		